

# 重 要 事 項 説 明 書

## ケアハウス豊寿

(特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護)

あなたに対する特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の提供開始に当たり、厚生省令第37号第178条及び厚生労働省令第35号第234条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき事項は、次のとおりです。

### 1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 函館厚生院
法人所在地	北海道函館市本町34番8-1号
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 高田 竹人
電話番号	0138-51-9588

### 2 事業所

事業所の名称	ケアハウス豊寿
事業所の所在地	北海道亀田郡七飯町本町7丁目657番地5
事業所の管理者	施設長 後藤 大輔
電話番号	0138-66-3377
FAX番号	0138-66-3388

### 3 事業所で実施する事業

事業の種類		北海道知事の事業者指定		利用定数
		指定年月日	指定番号	
混合型 特定施設	特定施設 入居者生活介護事業	平成24年4月1日	北海道 0171501109号	50人
	介護予防特定施設 入居者生活介護事業	平成24年5月17日		

### 4 事業の目的と運営の方針

事業の目的	介護保険法等関係法令に従い、特定施設（介護予防特定施設）サービス計画に基づき、ご契約者への、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上のお世話、機能訓練及び療養上のお世話を行うことにより、要介護又は要支援状態等になった場合でも、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように援助します。
-------	--

施設運営の方針	当施設にあつては、個人の人格、尊厳と自由を尊重し利用者本位のサービスを提供し、適切な健康管理のもとにA D Lの維持・向上に努めるとともに、個々の意見やニーズをとらえ、安全かつ安心して快適な生活を送れるよう支援します。
---------	---

## 5 事業所の概要

### (1) 敷地及び建物

敷地	1 3 9, 8 3 3. 1 1 m <sup>2</sup> (隣接病院と共有)	
建物	構造	鉄筋コンクリート造3階建(耐火建築)
	延べ床面積	3, 5 2 1. 1 4 m <sup>2</sup> (ケアハウス豊寿と共用)
	利用定員	5 0名

### (2) 居室の概要

居室の種類	室数	1居室面積	有効面積
個室1	5室	2 2. 4 7 m <sup>2</sup>	1 4. 1 0 m <sup>2</sup>
個室2	3 3室	2 3. 6 6 m <sup>2</sup>	1 5. 2 0 m <sup>2</sup>
個室3	2室	2 4. 3 0 m <sup>2</sup>	1 5. 8 0 m <sup>2</sup>
個室4	1室	3 0. 0 7 m <sup>2</sup>	1 9. 6 0 m <sup>2</sup>
個室5	5室	2 3. 5 6 m <sup>2</sup>	1 5. 1 0 m <sup>2</sup>
個室6	4室	2 9. 9 7 m <sup>2</sup>	1 9. 5 0 m <sup>2</sup>

(注) 指定基準は、居室1人当たり15.63m<sup>2</sup>以上  
有効面積13.20m<sup>2</sup>以上

### (3) 主な設備

設備の種類	数	面積
共同生活室(食堂・談話コーナー) 1階	1	1 6 5. 9 0 m <sup>2</sup>
共同生活室(食堂・談話コーナー) 2階 3階	4	1 6 5. 7 0 m <sup>2</sup>
機能訓練・地域交流スペース	1	1 7 5. 6 1 m <sup>2</sup>
一般浴室(ユニット)	5室	1 2. 6 6 m <sup>2</sup>
一般浴室(共用)	1室	2 6. 1 3 m <sup>2</sup>
機械浴室	特殊浴槽1台	2 5. 3 9 m <sup>2</sup>
相談室	1室	1 0. 4 3 m <sup>2</sup>

## 6 職員体制（主たる職員）

職 種	員数	区分		常勤換算後 の人員	保 有 資 格
		常勤	非常勤		
管理者	1	1		1.0	社会福祉主事 介護支援専門員
生活相談員	1	1		1.0	社会福祉士 介護支援専門員
介護職員	18	13	5	13.0 以上	介護福祉士 13名 ヘルパー2級 3名 認知症介護基礎2名
看護職員	2	2			看護師免許 2名
機能訓練指導員 【看護職員が兼務】	(2)	(2)			(看護師免許2名)
計画作成担当者	1	1		1.0	介護福祉士 介護支援専門員

※管理者は、施設長が兼務します。

( ) 内の員数は兼務による再掲。

## 7 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務時間帯		備考	
施設長	【常勤】	日勤 ( 9 : 00 ~ 17 : 30 )	4週8休	
生活相談員	【常勤】	日勤 ( 9 : 00 ~ 17 : 30 )	4週8休	
介護職員	【常勤】	早番① ( 6 : 30 ~ 15 : 00 ) 早番② ( 7 : 30 ~ 16 : 00 ) 日勤 ( 9 : 00 ~ 17 : 30 ) 遅番① ( 9 : 30 ~ 18 : 00 ) 遅番② ( 11 : 30 ~ 20 : 00 ) 夜勤 ( 16 : 30 ~ 翌9 : 30 )	4週8休	
	【非常勤】	早番① ( 7 : 30 ~ 15 : 00 ) 日勤① ( 9 : 00 ~ 12 : 00 ) 日勤② ( 9 : 00 ~ 14 : 00 ) 日勤③ ( 9 : 00 ~ 15 : 00 ) 日勤④ ( 9 : 00 ~ 16 : 30 ) 日勤⑤ ( 10 : 30 ~ 16 : 30 ) 遅番① ( 12 : 30 ~ 17 : 00 ) 遅番② ( 13 : 00 ~ 17 : 30 )		
看護職員	【常勤】	日勤 ( 9 : 00 ~ 17 : 30 )		4週8休
計画作成 担当者	【常勤】	日勤 ( 9 : 00 ~ 17 : 30 )		4週8休

## 8 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の概要

### (1) 介護保険給付サービス

種 類	内 容
食事の介助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。</li> <li>・ 食事は各ユニットでできるだけ離床して食堂で食べていただけるように配慮します。</li> </ul> (食事時間) 朝食 8:00～ 昼食 12:00～ 夕食 17:30～
排泄の介助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入居者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。</li> </ul>
入浴の介助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 週2回の入浴又は清拭を行います。</li> <li>・ 寝たきり等で座位のとれない方は、特別浴槽を用いての入浴も可能です。</li> </ul>
離床、着替え整容等の介助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。</li> <li>・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。</li> <li>・ 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。</li> </ul>
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機能訓練指導員（保有資格看護師）による利用者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。</li> </ul>
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当施設は、入居者及びそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。</li> </ul> (相談窓口) 支援相談員 森 貴 志
レクリエーション行事等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当施設では、別紙年間施設行事計画に沿って、レクリエーション行事を企画、実施しています。(施設外行事の交通費・入場料・食事等については実費になることがあります。)</li> </ul>

### (2) 介護保険給付外サービス

サービスの種別	内 容
理髪・美容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 隣接するななえ新病院理美容室をご利用いただけます。</li> </ul>

## 9 利用料等

### (1) 法定給付

区 分	利 用 料
法定代理受領の場合	介護報酬の告示上の額 (特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費又は介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス費の負担割合証の記載割合額)
法定代理受領でない場合	介護報酬の告示上の額 (特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費又は介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス費の基準額に同じ) この場合利用者には、その全額をいったん支払っていただきます。

※1 介護度別の居宅介護サービス費又は介護予防サービス費、サービスの提供に要する費用の本人徴収額、生活費、暖房費、居住に要する費用、共同生活室光熱水費等については別紙サービス料金表を参照願います。

※2 居宅サービス費にあつては、基本報酬の他、夜間看護体制加算(Ⅱ)、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)、協力医療機関連携加算(Ⅰ)

※1、介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)、高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、生産性向上推進体制加算(Ⅱ)

科学的介護推進体制加算、退院・退所時連携加算、退居時情報提供加算※2が含まれます。

介護予防サービス費にあつては、協力医療機関連携加算(Ⅰ)

サービス提供体制強化加算(Ⅰ)、介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)、高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、生産性向上推進体制加算(Ⅱ)、科学的介護推進体制加算、退院・退所時連携加算退去時情報提供加算(Ⅱ)が含まれます。

※1 協力医療機関連携加算(Ⅰ)、※2 退居時連係加算では、主治医・医療機関に対して情報提供を行います。

### (2) 利用者の選定により提供するもの

区 分	利 用 料
特別な食事	・要した費用の実費
日常生活に要する費用で本人に負担いただくことが適当であるもの	・各行事参加費用(実費又は一部実費) ・日常生活品の購入代金 ・レクリエーション費用 ・クラブ活動費用 ・おむつ代 ・各種予防接種費用

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居室電気代</li> <li>・居室専用電話代</li> <li>・有償送迎サービス（受診送迎介助）</li> </ul>
--	---

## 10 苦情等申立先

ケアハウス豊寿 （当施設）	窓口担当者 支援相談員 森 貴 志 ご利用時間 午前9時～午後17時 （原則、土曜日・日曜日は休み） ご利用方法 電話66-3377で上記時間帯にて 受け付け 面接 電話で希望日、時間調整し実施 御意見箱（玄関に設置）
第三者委員 （WRM委員）	函館市石川町会                  会 長 山崎 敏昭 様 七飯町本町高台町内会 会 長 荒木 清二 様
七飯町役場 保健福祉課	亀田郡七飯町本町6丁目1番1号 電話 65-2511
北海道国民健康 保健団体連合会 （国保連）	札幌市中央区南2条西14丁目 電話 011-231-5161
北海道 福祉サービス 運営適正化委員会	札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2・7 3階 電話 011-204-6310

※ 当事業所の苦情対応等の仕組みについては別紙を参照願います。

## 11 協力医療機関

医療機関の名称	ななえ新病院
病院長名	高田 徹
所在地	亀田郡七飯町本町7丁目657番地5
電話番号	65-2525
診療科	内科、循環器内科、整形外科、リハビリテーション科
入院設備	ベッド数199床 （一般病床49床、療養病床150床）
救急指定の有無	一次救急医療施設
契約の概要	当施設とななえ新病院とは、医科全般において診療協力の契約をしており、入居者に病状の急変があった場合、休日・夜間においても受け入れてもらえる体制になっています。

医療機関の名称	函館五稜郭病院
病院長名	中田 智明
所在地	函館市五稜郭町38番3号
電話番号	51-2295
診療科	内科、消化器内科、循環器内科、呼吸器内科、腎臓内科、小児科、外科、消化器外科、小児外科、整形外科、心臓血管外科、呼吸器外科、形成外科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線治療科、病理診断科、歯科口腔外科、麻酔科、脳神経外科、皮膚科、救急科、放射線診断科緩和ケア科
入院設備	ベッド数480床
救急指定の有無	有り
契約の概要	当施設と函館五稜郭病院とは、医科全般及び歯科領域において診療協力の契約をしており、入居者に病状の急変があった場合、休日・夜間においても受け入れてもらえる体制になっています。

医療機関の名称	函館中央病院
病院長名	本橋 雅壽
所在地	函館市本町33番2号
電話番号	52-1231
診療科	内科、消化器内科、腫瘍内科、循環器内科、小児科、外科、乳腺外科、消化器外科、肛門外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、麻酔科、放射線科、歯科口腔外科、病理診断科、精神科
入院設備	ベッド数527床
救急指定の有無	有り
契約の概要	当施設と函館中央病院とは、医科全般及び歯科領域において診療協力の契約をしており、入居者に病状の急変があった場合、休日・夜間においても受け入れてもらえる体制になっています。

## 1.2 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「ななえ新病院・ケアハウス豊寿 防火対策規程」及び「ケアハウス豊寿事業継続計画」に則り対応を行います。
--------	--

近隣との協力関係	同一敷地内、ななえ新病院と非常時の相互の応援を約束しています。併せて近隣町会等との連携を図ります。			
平常時の訓練等 防災設備	別途定める「ななえ新病院・ケアハウス豊寿 防火対策規程」に則り年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を、入居者の方も参加して実施します。また「ケアハウス豊寿事業継続計画」に則り、机上訓練、実地訓練を実施しています。			
	設備名称	個数等	設備名称	個所
	スプリンクラー	あり	補助散水栓	9個所
	避難階段	2個所	非常通報装置	あり
	自動火災報知機	あり	非常用照明	あり
	誘導灯	39個所	防火戸	18個所
	カーテン、マットレス等は、防災性能のあるものを使用しております。			
消防計画等	消防署への届出日：平成18年10月24日 防火管理者：松浪優哉			

### 1.3 福祉サービス第三者評価の実施状況

実施の有無	有り
実施した直近の年月	令和2年8月6日
実施した評価機関	社会福祉法人 北海道社会福祉協議会
評価結果の開示状況	有り

### 1.4 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。来訪者が宿泊される場合には必ず許可を得てください。
外出・外泊	外泊・外出の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出てください。
医療機関への受診	治療上、必要と認められる場合は、かかりつけ医等へ受診を行ってください。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙	敷地内、施設内全館禁煙となっています。
迷惑行為等	騒音等他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮願います。又、むやみに他の入居者の居室等に立ち入らないようにしてください。
宗教活動・政	施設内で他の入居者に対する宗教活動、政治活動及び営利



治活動・営利活動	活動はご遠慮ください。
動物の持ち込み及び飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はご遠慮ください。

## 1 5 高齢者虐待防止

当施設においては、利用者の人権の擁護・虐待等の発生及び、再発の防止の為、以下の措置を講じます。

- (1) 虐待を防ぐ為の委員会の開催
- (2) 虐待を防止する為の従業者に対する研修の実施
- (3) 虐待防止の為の指針の整備
- (4) 虐待防止措置を適切に行う為の担当者の設置

## 1 7. 身体拘束について

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし緊急やむを得ない理由、また代替策が無く拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及び家族へ十分な説明をし、同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

## 1 8. ハラスメントの対策

利用者へ適切なサービスを提供する為、職場内において行われる性的な言動又は職員に対する高圧的かつ攻撃的な言動であって職員の就業に支障をきたす行為を防止する為の方針を明確にし、必要な措置を講じます。

以上のとおり、ケアハウス豊寿（特定施設入居者生活介護事業所・介護予防特定施設入居者生活介護事業所）の重要事項の説明をいたしました。

令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

社会福祉法人函館厚生院 ケアハウス豊寿  
(特定施設入居者生活介護事業所・介護予防特定施設入居者生活介護事業所)

職種 支援相談員

氏名 森 貴 志 印

私は、本書面に基づいて、上記の職員から重要事項の説明を受け、その内容に同意し、署名、捺印します。

(ご利用者)

住 所 :

氏 名 :

(身元引受人)

住 所 :

氏 名 : (続柄 : )

(署名代行者)

住 所 :

氏 名 : (続柄 : )

署名代行の理由 :